令和８年度 一般社団法人全国治水砂防協会 広島県支部会議次第

日　時：令和８年１１月１２日(木) １２時１５分～１３時１５分

場　所：砂防会館別館Ａ２階　特別会議室（東京都千代田区平河町 2-7-4）

１　開　　会

２　支部長挨拶　　広島県支部長（尾道市長）　平谷　祐宏

３　広島県挨拶　　土木建築局長　　藤田　士郎

４　議　　事

(1) 提案書の決議　　岩田事務局長

(2) 提案活動の進め方について　　事務局

５　話題提供　　国土交通省水管理・国土保全局砂防部保全課
砂防施設評価分析官　　佐藤　保之

６　閉　　会

●主な土砂災害ハード対策の整備

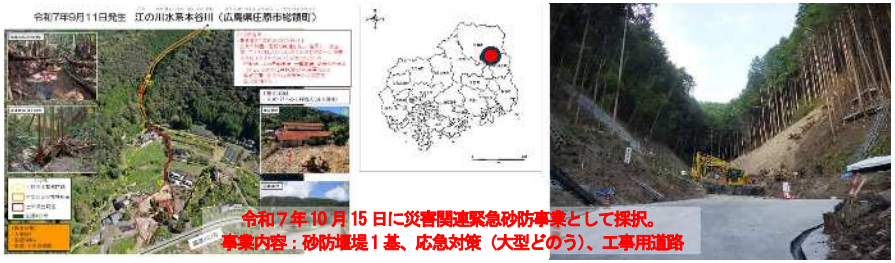
（砂防事業）



（急傾斜地崩壊対策事業）



●令和７年に発生した土砂災害への対応状況（庄原市：本谷川）



●令和８年に発生した土砂災害（28 件 令和８年８月31 日時点）

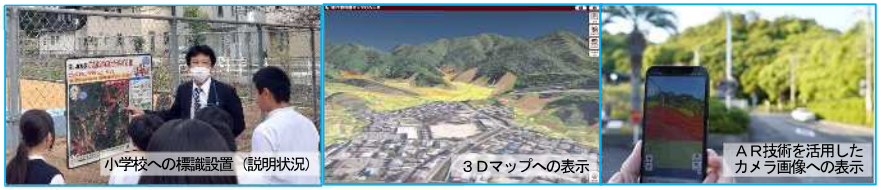






●土砂災害ソフト対策の推進

土砂災害警戒区域等の土砂災害リスク情報のきめ細やかな提供



警戒避難等に係る防災教育・土砂災害リスクの普及啓発活動



様

提　　案　　書

砂防関係事業は、国土を保全し、土石流・がけ崩れなどの土砂災害から県民の生命・財産を守り、安全で快適な地域づくりを行うためには必須の事業であり、実際に砂防堰堤が土石流を捕捉し、被害の発生を抑止した事例が毎年確認されています。

特に、近年は地球温暖化によるとされる猛烈な集中豪雨に伴う同時多発的な土砂災害や土砂・洪水氾濫による広域かつ大規模な被害の発生、切迫する大地震による激甚な土砂災害の発生も懸念されており、その必要性が更に増しているところであります。

本県では、平成 30 年７月の豪雨災害により、関連死を含め 150 名を超える尊い人命が失われ、住宅被害も全壊・半壊を合わせて 4,800 戸以上、全国における年間の発生件数（約 1,000 件/年）を上回る 1,242 件の土砂災害が発生する等、甚大な被害が発生いたしました。

そのほか、近年においても、度々豪雨災害が発生しており、土石流やがけ崩れ等の甚大な被害を及ぼす土砂災害が後を絶ちません。

このような中で、地域における防災力の向上は、県民一人ひとりの共通の願いであります。

このような願いを込めて、さらなる砂防関係事業の積極的推進について、次のとおり提案・要望いたします。

格段の御高配をお願いいたします。

令和８年１１月１２日

一般社団法人 全国治水砂防協会 広島県支部

支部長　　尾道市長　平谷　祐宏

砂防関係事業の積極的推進について

本県は、風化が進んだ花崗岩等の地質が広く分布していることに加え、山地・丘陵地が県土の約７割を占め、山間地や都市山麓に多くの住宅が立地していることから、土石流・がけ崩れ等の土砂災害のおそれのある箇所は約４万８千箇所と全国最多となっています。

平成 30 年７月の豪雨災害をはじめ、近年では、平成 26 年８月の広島市における豪雨災害、平成 28 年６月の本県東部を中心とした豪雨災害、令和３年７月及び８月の豪雨災害、更には昨年９月の豪雨災害など、激甚な土砂災害が頻発していることに加えて、土砂・洪水氾濫による広域かつ大規模な被害も発生しています。

また、令和６年１月に発生した能登半島地震では、斜面崩壊により多くの犠牲者が出たほか、道路やライフラインの寸断も多く発生しています。更に令和６年８月に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震では、南海トラフ地震臨時情報が発表され、本年７月には令和８年熊本地震が発生するなど、本県においても大規模地震に伴う斜面崩壊等により、甚大な被害が発生することが懸念されています。

こうした中、本県には、「急傾斜地法」、「土砂災害防止法」を制定する契機となる災害が発生するなど、大きな土砂災害を繰り返し受けてきた歴史があり、土砂災害対策の推進は、まさに県民共通の課題です。

このため、本県においては、被災地における砂防堰堤等の再度災害防止対策や事前防災対策の計画的整備を推進するとともに、ＡＩ技術を活用し抽出した土砂災害警戒区域等の見直しや県民の適切な避難行動を促す防災情報の提供など、ハード・ソフトの両面にわたる総合的な土砂災害対策の推進に積極的に取り組んでいるところです。

更には、長期的に土砂災害に強いまちづくりを推進していくため、立地適正化計画の策定・改訂や逆線引きに順次着手し、土砂災害リスクが高い地域から安全性の高い地域への居住誘導を促進しています。

また、本年度より瀬野川水系直轄砂防事業が新たに事業化され、感謝申し上げます。

これらの諸施策を推進し、更なる県土の強靭化を図っていくためには、財政状況が厳しい中においても、将来に渡り公共事業予算及び施策の実施体制を安定的に確保する必要があります。

ついては、令和９年度予算の編成に当たり、「安全・安心な暮らしづくり」の実現に向けた予算措置となりますよう、前述のとおり土砂災害警戒区域の箇所数が全国一多い本県の市長、町長共通の願いを込め、次の事項について、提案いたします。

記

1　住民の生命・財産や生活環境を守る砂防関係事業は最優先課題として位置付け、施設整備や警戒避難体制の強化等に係る令和９年度砂防関係予算の総額を物価高騰等への対応を含め確保すること。

　特に、第１次国土強靭化実施中期計画に基づく予算については、資材価格・人件費の高騰等の状況を適切に反映した上で、例年以上の規模で通常予算とは別枠で当初予算として確保すること。

2　令和８年度末に期限を迎える公共施設等適正管理推進事業債の期限を延長するとともに、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債の要件を緩和するなど、財政措置の拡充を図ること。

3　インフラ老朽化対策を確実に推進するため、補助及び交付金制度の要件緩和など地方への確実な財政措置を行うとともに、施設点検等の更なる効率化や診断技術等の高度化など、生産性向上に向けた取組を推進すること。

4　再度災害防止対策のため、直轄特定緊急砂防事業等の推進に特段に配慮するとともに、広島西部山系、安芸南部山系及び瀬野川水系直轄砂防事業の推進に必要な予算を確保すること。

5　斜面に市街地が形成されている都市等にあっては、人工がけを含めた斜面の維持管理が困難な状況にあり、防災とまちづくり両面の観点から、老朽化した人工がけの対策にかかる支援制度の創設や採択基準の拡充等を行うこと。

6　近年激甚化する豪雨災害を踏まえ、土石流、がけ崩れ、地すべりの発生予測精度の向上など、市町が行う警戒避難対策に寄与する技術的支援について検討すること。

7　住民が適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害防止法に基づくハザードマップの活用や防災訓練等による防災意識の向上などソフト施策の充実を図るため、これに要する費用の助成や基準財政需要額への算入などの財政支援を行うこと。

8　土砂災害特別警戒区域における住宅等の移転促進を図る制度、区域内の建物補強に係る支援制度及び居住誘導やまちづくりと連動した対策の推進にかかる制度のさらなる拡充について検討すること。

9　気候変動による影響を踏まえた有効な土砂災害対策に関する研究体制や大規模災害時などに高い技術力や専門性をもって対応・支援をいただく地方整備局や研究機関、地方大学等における体制の充実・強化を図ること。